

第2回定例総会 令和8年7月31日

局 長 起立、一同礼、着席

局 長 総会に先立ちまして、7月の業務報告をいたします。

報告、業務報告

局 長 また、公共工事に伴う農地の一時使用届が1件、提出されていますので報告します。

土地の所在：大字茶臼原字緑ヶ丘〇〇番1、地目・畑、面積2,489㎡、使用面積2,259㎡。所有者の住所・氏名：高鍋町大字南高鍋〇〇番地・〇〇他2名。同じく、土地の所在：大字茶臼原字緑ヶ丘〇〇番、地目・畑、面積2,819㎡、使用面積2,819㎡。所有者の住所・氏名：高鍋町大字南高鍋〇〇番地・〇〇他2名。場所は、〇〇西側隣にある農地です。申出人の住所・氏名は、高鍋町大字北高鍋〇〇・〇〇。発注者も同様。工事名：一ツ瀬川農業水利事業 〇〇他建設工事。使用目的：工事用地他、使用期間：令和8年4月1日から令和9年3月31日までとなっています。地元の〇〇委員も現地確認いただいております。

局 長 また、相続届出3件、賃貸借合意解約18件、使用貸借合意解約3件が提出されておりますので併せてご報告いたします。

局 長 これからの、総会進行につきましては、会長にお願いいたします。

会 長 ただ今から令和8年度第2回西都市定例農業委員会総会を開催いたします。

まず農業委員会憲章の朗読をお願いしております。1番〇〇委員に朗読をお願いしたいと思います。他の委員の方も後に続いて斉唱をお願いします。

(全員に起立を促す)(委員会憲章朗読)

会 長 本日は、農業委員16名、推進委員15名、合計31名の出席であります。

本日の議案件数ではありますが、6件を提案しております。

議 長 議事に入ります前に議事録署名委員の指名をいたします。8番〇〇委員、24番〇〇委員にお願いいたします。それでは議事に入ります。

議 長 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第1号農地法第4条の規定による許可申請の承認について、議案書1ページのとおりに申請件数は1件であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 今回は18番〇〇委員と私（1番〇〇委員）が会長の命を受けまして、7月23日午前8時45分より、清係長と申請書の審査等を実施した後、椎原事務局長同行のもと、農地法第4条1件、農地法第5条2件の現地調査を行いました。順次報告しますので皆さまのご審議をよろしくお願いいたします。

18 番 農地法第4条の1番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から東に隣接する農地になります。申請人の〇〇さんが一般個人住宅を建設するための転用申請です。周囲は東側は宅地、西側は農地、南側は農地、北側は農地です。雨水は東側の排水路から排水します。生活排水については東側の下水道に流します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、ブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。転用する土地の周辺関係者への説明もなされております。この申請地は都市計画地域内の用途地域内にあり、第3種農地となります。この申請地は、数年前に3条で購入されておられ、みかんを植える計画でしたが、土地の状態から植えられなかったとのことでした。植えた形跡が確認できなかったもので、調査員一同、許可については判断できませんでした。皆様の御審議をよろしくお願いいたします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 3年前に農地法第3条で申請地を含め、周囲を購入されていますが、耕作の事実が確認できておりません。

議 長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

30 番 私が申請地の担当になるのですが、申請人からは今まで放置して申し訳ないと聞いており、野鳥被害や周辺への日照被害が考えられるために果樹を植えられなかったのが放置の理由とのこと。このままでは申請の承認は難しいので、なんらかの行動をしてほしいと申請者には伝えています。

議 長 ほかにありませんか。

4 番 農地法第3条で農地を取得して3年しか経っていません。昔は、5年以上の耕作をお願いしていたと聞いています。

12 番 みかんの植樹はなぜできなかったのですか。

30 番 土壌の質がみかんには合わなかったとのこと。

12 番 3年間の農地の管理はどうされていたのですか。

30 番 定期的に草刈りを行っていたそうです。

12 番 農地パトロールで現状把握はできなかったのですか。

30 番 把握できていませんでした。

15 番 みかんを植樹する計画で農地を取得されたのになにもされていないと、いろいろな疑念を持ってしまうと思います。

5 番 申請地の周囲も取得されていますので、今後の計画を聞いたほうがよいと思います。

事務局 申請人からは、なんらかの作物を植えたいが、それは今後検討していきたいと聞いています。

議 長 ほかにありませんか。

5 番 申請地周囲の農地について、果樹を植えるとか宅地分譲をしないとかの条件をつければよいと思います。

14 番 申請人はまじめな青年であります。県外にいる〇〇が一人となり、急遽、同居する必要が生じたために住宅を建築することになったと聞いており、条件付

きて承認できないかと考えます。

4 番 申請人から、こういう理由でこうなったという報告書をいただいて、次の総会で審議したらよいのではと考えます。

議 長 ほかにありませんか。

(委員 なし)

議 長 では、保留をしてなんらかの行動を待って今後の総会で審議するのか、条件付きで承認するのか、どちらかに決定してもよろしいですか。

(異議なしの声多数)

議 長 それでは、本案件は保留ということでよろしいでしょうか。

(異議なしの声多数)

議 長 それでは保留とすることに決定いたします。

議 長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第2号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、議案書2ページのとおり申請件数は2件であります。

議 長 1番について特別調査員の報告をお願いします。

1 番 1番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から東へ約100mのところにある農地です。申請人が渡人より売買による所有権の移転を受け、道路兼駐車場用地にするために申請されたものです。この案件は、始末書が添付されていますのでご確認ください。周囲は東側は宅地、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地となっています。雨水は自然浸透により処理します。転用に伴う、土砂の周辺への流出については、影響がありません。土地の周辺関係者等への説明もされ、同意を得ているとのことでした。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくをお願いします。

議 長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 土地の売買代金は、先月審議いただいた隣地の〇〇とあわせて〇〇円です。

議長 1 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 次に 2 番について特別調査員の報告をお願いします。

18 番 2 番について説明します。申請地は妻地区の〇〇集落で、〇〇から南へ約 200m のところにある農地です。申請人が祖母の渡人より贈与による所有権の移転を受け、一般個人住宅を建設するために申請されたものです。周囲は東側は宅地、西側は雑種地、南側は宅地、北側は市道となっています。雨水は敷地内の排水路から下水道に排水します。生活用水は下水道を利用します。転用に伴う土砂の周辺への流出等については、ブロックを設置して土砂の流出を防ぎます。土地の周辺係者等への説明もされているとのこと。この申請地は都市計画地域内の用途地域内にあり、第 3 種農地となります。調査員一同、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 ここで事務局の補足説明をお願いします。

事務局 一般個人住宅は 500 m²、農家住宅は 1,000 m²が原則ですが、将来農家をやる意思があること、及び申請地に水路があり分筆が難しいことから、今回の申請面積の 582 m²はやむなしと判断したところです。

議長 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

4 番 土地の受人が妻で、一般個人住宅が夫名義ですが、夫婦での使用貸借契約は必要ないのですか。

事務局 夫婦関係が証明されていますので問題ないと考えています。

24 番 申請地について埋蔵文化財の調査はどうなっていますか。

事務局 埋蔵文化財調査の対象地域なので、担当の社会教育課文化財係に相談して、
試掘調査を行う調整をしていると聞いています。

議長 ほか意見はございませんか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議長 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。事務局の説明をお願いします。

局長 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請の許可につきましては、議案書3ページのとおり申請件数は5件であります。

なお、本議案に申請される土地の現況は、「受人の権利取得後の農業経営の意思、農機具の保有状況、通作圏を含めた労働力・技術力・営農力を総合的に判断した場合の妥当性、周辺農家への影響度等、申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否かの検討結果については担当委員から問題ない」という確認事項を頂いておりますのでその説明をお願いします。10アールあたりの単価等特別な事項等がある場合は、担当者が報告いたします。

議長 1番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 1番を説明します。妻地区三宅の〇〇集落の渡人から、同地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から東へ約500mのところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻やハウスピーマンを全体で50ア

ール作付けしています。現地には野菜を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター１台、軽トラック１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました１番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に２番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

９ 番 ２番を説明します。三財地区〇〇集落の渡人から、同集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から南東へ約 200mのところにある農地です。受人は〇〇集落でハウスキュウリや露地ピーマン、早期水稻を全体で 90 アール作付けしています。現地には早期水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター１台、管理機１台、田植え機１台、普通トラック１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円、10 アールあたり約〇〇円です。

議 長 説明がありました 2 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 次に 3 番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

13 番 3 番を説明します。妻地区〇〇集落の渡人から、同地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 150m のところにある農地です。受人は〇〇で早期水稻、WC S、加工甘藷を全体で 220 アール作付けしています。現地には加工甘藷を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター 4 台、コンバイン 1 台、田植え機 1 台、軽トラック 2 台、甘藷ハーベスター 1 台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円、10 アールあたり約〇〇円です。

議 長 説明がありました 3 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に４番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

15 番 ４番を説明します。都於郡地区〇〇集落の渡人から、同地区〇〇集落の受人への売買による所有権移転となります。申請地は〇〇から北へ約 300m のところにある農地です。受人は〇〇集落で水稻を全体で 600 アール作付けしています。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認しています。農機具はトラクター１台、コンバイン１台、田植え機１台、軽トラック１台、ドローン１台を所有し、農業に必要な機械等は一式揃っています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 売買価格は総額〇〇円、10 アールあたり〇〇円です。

議長 説明がありました４番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議長 次に５番について地元委員、確認事項の説明をお願いします。

11 番 ５番を説明します。神奈川県座間市の渡人から、妻地区〇〇集落の受人への贈与による所有権移転となります。申請地は〇〇から西へ約 500m のところにある農地です。現地には水稻を作付け予定で農地として利用されることを確認

しています。農機具はリースを利用されています。周辺への作物の影響等もないことから、許可相当と判断しました。皆さまのご審議をよろしくお願いします。

議 長 次に、担当の補足説明をお願いします。

事務局 ありません。

議 長 説明がありました 5 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで許可決定いたします。

議 長 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

局 長 議案第 4 号農用地利用集積等促進計画の承認について説明します。

全ての案件において、農用地利用集積等促進計画の内容は、農地中間管理事業の推進に関する基本方針及び農地中間管理事業規定に適合しています。利用権の設定を受けた後において備えるべき要件に関しては、耕作または養畜の事業を行い、農作業に常時従事し、効率的に利用していくという要件を満たしています。また、対象農地は関係権利者の全ての同意が得られています。法定公告については、県が一括して行うこととなっております。

まず、所有権移転分として議案書 4 ページのとおり 3 件であります。

議 長 説明のありました 3 件の議案のうち、申請番号 2 番は〇〇の役員である〇〇委員および〇〇委員が譲受人に関する案件でありますので、2 番を除く 2 件の

議案について、一括して審議をお願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号2番の審議をお願いします。農業委員会法第31条の規定により〇〇委員および〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員および〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員、〇〇委員 退席)

議 長 それでは、2番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員、〇〇委員 着席)

議 長 引き続き事務局の説明を求めます。

局 長 次に賃貸借権設定分として議案書5ページから16ページのとおり14件であります。

議 長 説明のありました14件の議案のうち、申請番号9番は〇〇委員が渡人に関する案件でありますので、9番を除く13件の議案について、一括して審議を

お願いします。

発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

議 長 次に、申請番号 9 番の審議をお願いします。農業委員会法第 31 条の規定により〇〇委員の議事参与が制限されますので、当議決の採択にあたり、〇〇委員の退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長 それでは、9 番について審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで承認することに決定いたします。

(〇〇委員 着席)

議 長 議案第 5 号農地等の利用の最適化の推進に関する指針の一部改定について
提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局 清係長説明。

議 長 説明が終わりました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

5 番 担い手について詳しく説明をお願いします。

事務局 認定農業者、農地利用適格法人等、認定新規就農者、認定農業者ではありませんが西都市の認定基準を満たしている農業者をまとめて担い手と表現しています。

議長 ほかにありますか。

(委員 なし)

議長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ということで承認決定しました。

議長 議案第6号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて提案いたします。事務局の説明を求めます。

局長 議案第6号農業委員会事務局職員の異動に伴う任免の取り扱いについて提案理由を説明します。議案書は22ページです。農業委員会の事務局職員異動に伴う任免については、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会が行うこととなっていますが、異動の日程等については、市長部局により決定されます。農業委員会事務局職員に関する異動が生じた場合は、臨時総会を開催して、職員の任免を決議し、かつ、辞令交付を行うべきなのですが、日程上困難であることが想定されます。従いまして、農業委員会事務局職員を異動する必要が生じた場合は、その任免については会長に一任することを了承していただくことを提案するものです。

会長一任の内容についてであります。農業委員会事務局職員の任免については、令和8年7月31日から令和11年7月19日までの3カ年に限り、会長にその任免を一任し、事後の総会において任免内容を報告するとしています。

議長 説明がありました。審議をお願いします。発言のある方は挙手願います。

(委員 なし)

議 長 異議ありませんか。

(異議なしの声多数)

議 長 賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ということで認定することに決定いたします。

議 長 暫時休憩。

議 長 ただ今から協議会とします。

————— 協 議 会 —————

議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。以上をもちまして本日の全てを終了いたします。

局 長 起立、一同礼、解散

午後5時01分終了

農業委員会等に関する法律第33条の規定により、ここに署名する。

会 長 _____

8 番 _____

24 番 _____